

第4章 基本計画

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

重点施策 1-1 正しい理解の促進

男女共同参画社会の実現を阻む大きな障害の一つに、人々の意識の中に、長い時間をかけて作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識があります。

このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として強く残っている状況にあることから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に行っていく必要があります。

施策の方向	施策の内容	担当課
意識啓発・広報の徹底	男女共同参画社会の実現に向け、住民の理解・意識を深めるための啓発活動を行います。	住民自治課
	男女共同参画について町民の理解や意識向上を図るため、「男女共同参画週間」（毎年6月23～29日）を含む期間に関連図書の特集展示を行います。	生涯学習課
行政文書・広報紙における表現の適正化	町民向けの文書や広報紙等において、性別に基づく固定観念を無くし、多様なイメージが社会に浸透していくような表現での発信を行います。	全課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和2年度 (2020年度)	令和13年度 (2031年度)	
用語「男女共同参画」 の認知度	51.7% (令和元年度 (2019年度))	70%	住民自治課
女性職員向けセミナー 等への参加者数	1人	3人	住民自治課
男女共同参画に関する 啓発活動の実施回数	2回	3回	住民自治課

重点施策 1-2 人権尊重意識の促進

男女共同参画社会を形成するためには、すべての人が個人としての尊厳を尊重され、性別によって差別されることがあってはなりません。

また、性的指向や性同一性（性自認）³は多様であり、性的マイノリティ⁴を含めた様々な「性と生」が存在することについて理解を深める必要があります。

人々が互いを認めあうことができるよう、人権に関する啓発、学習の充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発活動に努めることが必要です。

施策の方向	施策の内容	担当課
地域への人権啓発	多様な生き方への理解を深めるために、住民を対象に啓発活動を行います。	住民課
	性別、性的指向、国籍などの多様な生き方を認め合い、個性を尊重できるように学校、家庭、社会などあらゆる場を通じて、人権に対する啓発活動を推進します。	学校教育課
あらゆる機会を通じた人権学習の推進	人権週間や、人権作文・作品の作成などの場を活用し人権教育を進めます。	住民課 学校教育課

3 性的指向、性同一性（性自認）

性的指向とは、恋愛や性愛の対象がどのような方向に向かうかという概念を指します。また、性同一性（性自認）とは自分の性別をどのように認識しているかという意識のことを言います。性的指向（Sexual Orientation）、性同一性（Gender Identity）の頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギ）とも言われます。

4 性的マイノリティ

性的指向や性同一性（性自認）が、何らかの形で多数派と異なっている人のことを指します。性的少数者、セクシャル・マイノリティとも言います。性的マイノリティの一部を指して、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を取った、LGBT という略称が使われることもあります。

施策の方向	施策の内容	担当課
性的マイノリティについての理解促進	広報紙や講座等を通じて、性的マイノリティについての理解促進を図ります。	住民自治課
	性的マイノリティやLGBTについて教職員に対し情報を発信し、理解促進を図ります。	学校教育課

重点施策 1－3 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる必要があります。性別に係る意識や固定観念は、幼少の頃から長年にわたって形成されるため、子どもをはじめ様々な世代について、固定的な性別役割分担意識を植え付けない、押し付けない取組をすることが必要です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図るため、幼児期からのさまざまな教育を通じて、男女共同参画についての理解を促進します。

施策の方向	施策の内容	担当課
男女平等の意識を幼児期から養う保育の推進	男女平等に関する指導内容、指導方法を研究します。	児童課
保育士、教職員に対する男女平等の推進	保育士に対し、ジェンダーに敏感な視点での男女平等教育の研修を実施します。	児童課
	教職員に対し、ジェンダーに関する情報を発信し理解促進を図ります。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	各学校において、児童・生徒が男女分け隔てなく、校内行事や係活動の役割、部活動へ参加できるよう配慮します。 児童・生徒に対し日常的に男女平等の意識を育むような指導を行い、教材の選定等にも配慮します。	学校教育課
	各教科をはじめ道徳の時間などをとらえ、児童・生徒がお互いの個性を尊重する意識を育てます。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	名簿や机列等の順番を男女混合とし、学校生活において男女の性別に差をつけることのないよう配慮します。	学校教育課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和2年度 (2020年度)	令和13年度 (2031年度)	
社会全体における男女 の地位について、平等 感の割合	16.5% (令和元年度 (2019年度))	30%	住民自治課

重点施策 2-1 ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と生活の調和は、豊かな暮らしを送るうえで重要な課題です。誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について多様な生き方が選択・実現できる必要があります。

しかし、現実には長時間労働が男性の家庭への主体的な参画を妨げ、結果として女性の仕事と家庭の両立を困難にするなど、性別役割分業を助長する要因となっています。

出産・介護・育児を理由に離職する女性も依然として多く、第1子出産を機に離職する女性の割合は46.9%となっています。（国立社会保障・人口問題研究所の第15回出生動向基本調査（夫婦調査）（平成28年（2016年））

男性の家庭参画の妨げとなる職場環境を改善するとともに、子育てや介護等の支援体制の整備を進めていく必要があります。

施策の方向	施策の内容	担当課
仕事と家庭・地域生活との両立の支援	積極的に育児参加ができるよう、男性職員に対し、子育て目的の休暇等の取得促進を図ります。	秘書人事課
	育児休業等の職員向けに作成したマニュアルの周知を行います。また、育児休業等の取得者には育休座談会を実施し、育休後の円滑な職場復帰の支援を行います。	秘書人事課
	超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進を図ります。	秘書人事課

施策の方向	施策の内容	担当課
ニーズに合わせた子育て支援	就労しながら、男女がともに子育てを行うことができるように、早延長保育や祝日保育をはじめとする子育て支援サービス等の充実を図ります。	児童課
	育児の援助を受けたい者（依頼会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を会員として組織化し、相互援助活動を行うことにより、子育てを支えあうファミリーサポート事業を行います。	児童課
	就労しながら、男女がともに安心して子育てを行うことができるように、放課後対策（児童クラブ）の充実を図ります。	児童課
	病気中や、病気回復、けがで保育園・小学校など集団生活ができない場合の子育て支援を推進します。	児童課
介護支援の充実	介護者の負担を軽減するため、多様なサービスの情報が届くように公的サービスに加え、公民連携協定企業のインフォーマルサービス（公的サービス以外のサービス）についても情報提供します。	ふくし課

施策の方向	施策の内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図ります。	児童課 学校教育課
	東浦町遺児手当等を受給しているひとり親家庭に対し、高校や大学入試について、検定料等の補助を行います。	児童課
	ひとり親家庭に対する就学援助の充実を図ります。	学校教育課
	知多福祉相談センターと連携し、相談者への総合的な支援を実施します。また、関係各課と連携し、相談者の自立へ向けた支援を行います。	ふくし課
	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や子育て支援訪問等のサービスを推進します。	健康課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和2年度 (2020年度)	令和13年度 (2031年度)	
男性職員の育児休業等 取得率	60%	65%	秘書人事課
育児に関する相談日や 講座などの開催数	53回	79回	児童課
保育所待機児童数	0人	0人	児童課
放課後児童クラブ待機 児童数	0人	0人	児童課

重点施策 2-2 就労の場における男女共同参画

女性の社会進出が進み、出産後、継続して就業する女性も増えてきました。しかし、働き手や稼ぎ手は男性で、女性が働くのは家計補助の目的であるという、固定的性別役割分担意識が社会に根強く残っているため、出産を機に女性の約5割が退職するなど、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、就労を継続できるような雇用環境整備が進んでいません。

また、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場でいやがらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした雇止め、自主退職の強要などの不当な取り扱いを受けたりといったマタニティ・ハラスメント（マタハラ）も問題となっています。この背景には、根強い性別役割分業の意識や、長時間労働が常態化していることなどが挙げられます。

女性の職業生活における活躍を促進するため、男女が均等な機会と待遇を受けられるよう事業所や関係団体等に働きかけ、ポジティブ・アクション⁵の普及啓発や各種制度等の情報提供をはじめとした子育てや介護等の支援体制の整備を進めていく必要があります。

また、子育てで仕事を辞めた女性たちが再びチャレンジできるよう、支援の充実が必要です。さらに、女性が継続して就労でき、その能力を社会で活かせるよう、女性が自己肯定できる取組（エンパワーメント⁶）や能力開発の機会の提供、雇用処遇の改善等、誰もがさまざまな分野にチャレンジすることができるように支援することが重要です。

⁵ ポジティブ・アクション 固定的な男女の役割分担意識など、社会的・構造的な差別によって男女の労働者の間に差が生じている場合、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、このような差を解消しようとする暫定的な措置のこと。積極的改善措置（積極的差別是正措置）、アファーマティブ・アクションとも呼ばれます。

⁶ エンパワーメント 本来持っている能力を引き出し、参画すること。

施策の方向	施策の内容	担当課
企業・事業者への啓発	商工会と連携し、町内事業所に対して育児・介護休暇制度についての普及啓発を行い、制度が利用しやすいものとなるよう働きかけます。	商工振興課
	商工会と連携し、町内事業所に対して男女雇用機会均等法及びポジティブ・アクションの普及啓発を行い、男女がともに働きやすい環境を確保するよう働きかけます。	商工振興課
	従業員 301 人以上の企業に対し、男女雇用機会均等法及びポジティブ・アクションの普及啓発を行います。	商工振興課
農家への啓発	認定農業者の認定申請時に「家族経営協定」の締結の啓発を行い、休日や給与、役割分担の明確化により農業に従事する女性の地位向上を図ります。	農業振興課
再就職支援・女性の起業に対する支援・職業能力育成	再就職や起業等、女性のチャレンジを支援するため、県や関連機関が実施する各種セミナーの情報収集に努め、ホームページで周知します。	商工振興課
	ハローワークからの求人情報の提供や、創業支援セミナー等を開催します。	商工振興課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	
家族経営協定締結数	1	2	農業振興課

重点施策 2-3 家庭での男女共同参画

ともに暮らす人が互いに家庭生活を分かち合い、職業を持つ男女が職業上の責任と、育児や介護など家庭生活での役割を両立することができるようにすることは、男女共同参画社会の最も基本的な考え方の一つです。

性別役割分担意識に基づく偏った家事の分担は、女性に対し、過重な負担を求めることとなります。職場において、十分な力を発揮するためには、家族の間で子育てや介護など家事を適切に分担することが大切です。

また、男性労働者が育児休業を取得したり、育児のための短時間勤務制度を利用することを会社や上司が妨げたり、嫌がらせを行ったりするパタニティ・ハラスメントと呼ばれる行為も問題となっています。

男性が家事、子育てなどに積極的に参加するためには、家族間でコミュニケーションを図るとともに、社会全体で男性が家事などに参加することに対する抵抗感をなくし、女性だけでなく男性も前向きに家事・子育てや介護に参加できる環境を構築していく必要があります。

施策の方向	施策の内容	担当課
男性の家事、介護への参加促進	家庭内の家事の共同化に向けて、男性の家事参加促進のための講座を開催します。	生涯学習課
	高齢者相談支援センターと協力しながら、家庭介護に関する講座を開催します。	ふくし課
男性の育児参加促進	子育ての楽しさや親子のふれあいの時間を持つために、「親子リトミック」等をはじめとした育児講座を開催します。	児童課
	父親が子どもと共に参加できる講座の開催をします。	生涯学習課

施策の方向	施策の内容	担当課
男性の育児参加促進	親子体操をはじめとした父親対象の講座を開催します。	児童課
	男女が協力して育児ができるよう、妊婦とその夫を対象として、意識改革の教室を開催します。	健康課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和2年度 (2020年度)	令和13年度 (2031年度)	
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成の割合	35.1% (令和元年度 (2019年度))	15%	住民自治課
「家族の介護」を家族で分担する割合	21.7% (令和元年度 (2019年度))	40%	住民自治課

重点施策 3-1 政策・方針決定への男女共同参画の推進

あらゆる分野で女性の参画を進めるなど、多様な人材の能力の活用や、多様な視点・新たな発想を取り入れることで、将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築することができます。

町政において、政策・方針などの意思決定過程に男女がともに意見を述べられることは、男女共同参画社会を形成していく上での基盤となります。

また、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において日本の順位は156か国中120位（令和3年（2021年））と先進国では最低となっており、特に政治分野における男女共同参画の遅れが指摘されています。

平成30年（2018年）には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律において、地方公共団体は政治分野における男女共同参画の実態の調査及び情報の収集、啓発活動、環境整備、人材育成に努めるものとされています。

施策の方向	施策の内容	担当課
女性の役職登用率の向上	個人適性、能力を踏まえ、女性職員を管理職へ積極的に登用します。	秘書人事課
	女性職員に対し、女性リーダーに関する研修の参加を推奨します。	秘書人事課
審議会、委員会等への女性の参画の拡大	審議会、委員会等において、女性の参画をさらに推進するよう、女性委員の登用を積極的に行います。	関係各課
政治分野における男女共同参画の推進	新たに選出された議員に対し、ハラスメント研修を実施します。	議会事務局
	広報紙や講座等を通じて、政治分野での男女共同参画についての理解促進を図ります。	住民自治課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和2年度 (2020年度)	令和13年度 (2031年度)	
女性職員の役職登用率 (課長級以上)	15%	22%	秘書人事課
女性職員の役職登用率 (係長級以上)	34%	40%	秘書人事課
審議会等委員に占める 女性の割合	27.2%	40%	住民自治課

重点施策 3-2 地域活動への男女共同参画の推進

身近な地域社会の活気を維持し、持続可能なものにするためには、地域における男女共同参画をよりいっそう進める必要があります。

地域活動や地域づくりの過程に女性の視点・意見が取り入れられるよう、地域の実情に応じて、女性役員を増やしていく必要があります。

また、災害時にはすべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どもなど、脆弱な状況にある人がより多くの影響を受けることが指摘されています。平時から男女共同参画の視点に立った防災体制を整えるとともに、非常時においては、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められます。

少子高齢社会においては、核家族、共働き家庭などを支える上でも、コミュニティやボランティアなどの果たす役割が重要であり、性別にかかわらず、誰もが参加することが必要不可欠となっています。

施策の方向	施策の内容	担当課
地域団体役員への女性の参画促進	各地区コミュニティ推進協議会役員の男女比をとりまとめて各地区へ提供し、地域役員への女性参画を推進します。	住民自治課
防災分野への女性の参画拡大	防災訓練などの自主防災会活動への女性参画を推進し、地域防災力の向上を図ります。	防災危機管理課
	防災リーダー養成講座を開催するなど、女性防災リーダーの養成を図ります。	防災危機管理課
	地域防災計画の策定を行う防災会議への女性委員の登用を推進します。	防災危機管理課

施策の方向	施策の内容	担当課
防災分野への女性の参画拡大	災害時における避難所の管理・運営にあたっては、ジェンダー平等の視点を取り入れ、すべての避難者の安全が確保できるよう努めます。	防災危機管理課
各種団体活動の推進	総合ボランティアセンターなないろを中心として、住民が性別に関わらず様々な活動に参加できるよう支援します。	住民自治課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和2年度 (2020年度)	令和13年度 (2031年度)	
地域コミュニティ推進協議会役員に占める女性割合	17.7%	30%	住民自治課
防災会議の委員に占める女性の割合	3%	30%	防災危機管理課

重点施策 4-1 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、決して容認することのできない重大な人権侵害であり、男女共同参画を形成していく上で克服すべき重大な課題です。

配偶者などからの暴力（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントは、「女性は男性に従うもの」という根深い偏見や経済的格差、社会的地位などの男女が置かれた状況の違いなどを背景に、被害者の多くを女性が占めています。

また、男性がDVやセクシュアル・ハラスメントの被害者となった場合には、「男性が被害に遭うわけがない」「男性は強くあらねばならない」といったジェンダー・バイアスに苦しめられ、女性の被害者以上に被害を打ち明けにくい傾向にあります。

このような社会的背景のなか、身体への暴力のみならず、個人の尊厳を傷つける精神的暴力、性的暴力、経済的暴力といったあらゆる暴力を容認しないという認識を社会全体で共有することが強く求められています。

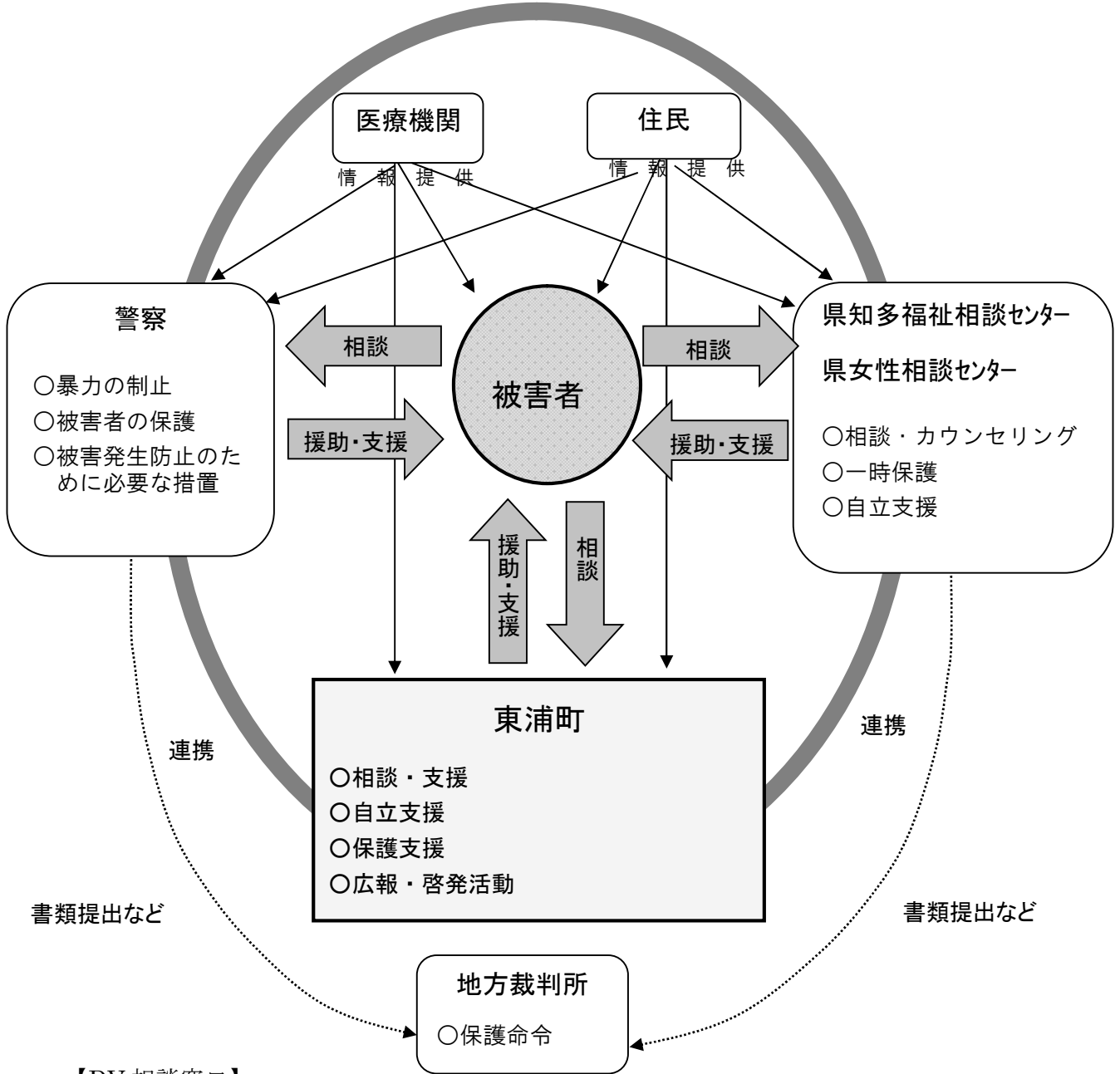
こうした事態を未然に防ぐためには、住民に最も身近な存在である町において、被害者からの相談に応じるとともに、様々な機関と連携し、被害者の相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援へとつなげていく必要があります。

施策の方向	施策の内容	担当課
暴力を容認しない社会の形成	対応する職員の資質向上のため、DVについての研修に参加します。	ふくし課
	DV、デートDV ⁷ 、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を容認しない社会的認識を徹底するための啓発、教育を行います。	住民自治課 学校教育課

⁷ デートDV 恋人間での暴力のことを指します。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、「人前でバカにする」「大声で怒鳴る」などの精神的暴力、「友人・家族との付き合いを制限する」「携帯電話やメールをチェックし、行動を監視する」などの行動の制限、「いつもデートの費用を払わせる」「借りたお金を返さない」などの経済的暴力、「嫌がっているのに性行為を強要する」「無理にポルノなどを見せる」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

施策の方向	施策の内容	担当課
被害者からの相談体制の整備	知多福祉相談センターと連携し、相談者への総合的な支援を実施します。また、第三者が安心して相談・通報できるよう、プライバシーにも配慮した相談支援を実施します。	ふくし課 児童課 健康課 住民課
被害者の保護、自立支援	知多福祉相談センターや児童相談所等の関係機関と連携し、相談者の安全保護、生活・就業・住宅の確保等の総合的な支援を実施します。	ふくし課 児童課
被害者の子育て支援	DV 被害者の子どもの就学・保育支援をします。	ふくし課 児童課 学校教育課
あらゆるハラスメントの根絶に向けた啓発の推進	職員研修によりセクシュアル・ハラスメント等のあらゆるハラスメントの防止対策の徹底を図ります。	秘書人事課

東浦町DV相談支援ネットワーク 連携



【DV相談窓口】

相談窓口	住所	電話番号
県知多福祉相談センター	半田市宮路町 1-1	0569-31-0121
県女性相談センター	名古屋市東区上堅杉町 1	052-962-2527
町役場ふくし課社会高齢係	東浦町大字緒川字政所 20 番地	0562-83-3111

重点施策 4-2 健康づくり支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）⁸の視点が重要です。

スポーツ分野においては、男性に比べて女性の運動・スポーツの習慣を持つ人の割合が低いことから、女性のスポーツ参加を促す取組が求められます。

乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、総合的な健康づくりのための支援が求められます。

施策の方向	施策の内容	担当課
母子保健の充実	母子の健康づくりのために、健康診査、健康教育、相談事業などの母子保健指導の充実に努めます。	健康課
心身の健康づくり	スポーツ教室や講演会を開催し、運動を通じた仲間づくりや体力づくりを進めます。	スポーツ課
	町内小中学校、高等学校で「いのちを大切にする教育」を実施し、年齢に応じた性教育を行います。	健康課

⁸ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖における、個人の自由と法的権利のことを指します。性や生殖に係る健康を維持するためのケアやサービスを楽しむ権利や、他人の権利を尊重しつつ、安全で満ち足りた性生活を営むことができる権利、妊娠・出産・避妊などについて、すべてのカップルや個人、特に女性自らが選択し、決定する権利などを持つことを意味します。

施策の方向	施策の内容	担当課
健康保持の支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点で、乳幼児から高齢者まで、すべての年代に対応する健診、相談、教室等の健康増進事業を実施し、健康保持の支援をします。	健康課
	保健体育の授業、学級活動の授業において、年齢に応じて性に対する正しい知識を教育します。	学校教育課
不妊治療対策の推進	不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	保険医療課

目標値

基本成果指標	現状値	目標値	担当課
	令和2年度 (2020年度)	令和13年度 (2031年度)	
子宮頸がん検診受診率	5.68%	50%	健康課
乳がん検診受診率	7.58%	50%	健康課

第3次東浦町男女共同参画プラン 基本成果指標一覧

重点施策	指標	現状 令和2年度 (2020年度)	目標 令和13年度 (2031年度)
1-1	用語「男女共同参画」の認知度	51.7% (令和元年度 (2019年度))	70%
	女性職員向けセミナー等への参加者数	1人	3人
	男女共同参画に関する啓発活動の実施回数	2回	3回
1-3	社会全体における男女の地位について、平等感の割合	16.5% (令和元年度 (2019年度))	30%
2-1	男性職員の育児休業等取得率	60%	65%
	育児に関する相談日や講座などの開催数	53回	79回
	保育所待機児童数	0人	0人
	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
2-2	家族経営協定締結数	1	2
2-3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成の割合	35.1% (令和元年度 (2019年度))	15%
	「家族の介護」を家族で分担する割合	21.7%	40%
3-1	女性職員の役職登用率（課長級以上）	15%	22%
	女性職員の役職登用率（係長級以上）	34%	40%
	審議会等委員に占める女性の割合	27.2%	40%
3-2	地域コミュニティ推進協議会役員に占める女性割合	17.7%	30%

重点施策	指標	現状 令和 2 年度 (2020 年度)	目標 令和 13 年度 (2031 年度)
3-2	防災会議の委員に占める女性の割合	3%	30%
4-2	子宮頸がん検診受診率	5.68%	50%
	乳がん検診受診率	7.58%	50%